**裁判申立てのための必要書類等一覧表**

**◎　必ずご用意いただくもの**

　**１　訴状（申立書）**

　　　**【作成部数】２部**（当事者（原告，被告）が１名ずつの場合です。人数が１名増すごとにその分の部数を追加してご用意ください。原告の控えも別にご用意ください。）

　**２　証拠資料のコピー**（具体的な証拠の例は，訴状の添付書類欄を参照してください。）

　　　**【作成部数】２部**（当事者（原告，被告）が１名ずつの場合です。人数が１名増すごとにその分の部数を追加してご用意ください。）

　　　ご自身の言い分を裏付ける証拠があれば，そのコピーを提出してください。証拠資料の原本は，裁判の当日に持参してください。

**３　認印（朱肉を使う印鑑をご用意ください。実印である必要はありません。）**

　　 訴状１頁目の氏名欄と各頁上部余白（捨印）に押していただくために使います。

　**４　申立手数料（収入印紙でご用意ください。）**

　　　納めていただく金額は，被告（相手方）に求める請求額によって異なります。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 訴額（請求額） | ～１０万 | ～２０万 | ～３０万 | ～４０万 | ～５０万 | ～６０万 |
| 手数料 | 1,000 | 2,000 | 3,000 | 4,000 | 5,000 | 6,000 |

**※少額訴訟手続は60万円までです。**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 訴額（請求額） | ～７０万 | ～８０万 | ～９０万 | ～１００万 | ～１２０万 | ～１４０万 |
| 手数料 | 7,000 | 8,000 | 9,000 | 10,000 | 11,000 | 12,000 |

**５　郵便切手６０００円分**

|  |  |
| --- | --- |
|  （内訳） | ５００円切手×　８枚＝４０００円　　　２０円切手×１０枚＝　２００円１００円切手×１０枚＝１０００円　　　１０円切手×１０枚＝　１００円８４円切手×　５枚＝　４２０円　　　　５円切手×１０枚＝　　５０円　５０円切手×　４枚＝　２００円　　　　２円切手×１０枚＝　　２０円　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１円切手×１０枚＝　　１０円 |

　　　　（人数が多い場合）当事者（原告，被告）が１名増すごとに１０８９円を２組（合計２１７８円）追加してください。

内訳：５００円切手×４枚，８４円切手×２枚，５円切手×２枚

**◎　状況によって，ご用意いただくもの**

　**□　法人登記事項証明書（資格証明書）　　【必要部数】１部**

　　　裁判の当事者（原告，被告）の一方又は双方が法人（会社など）である場合には，その法人の登記事項証明書を法務局で取り寄せて，提出してください。

　**□　戸籍謄本　　　　　　　　　　　　　　【必要部数】１部**

　　　裁判の当事者（原告，被告）の一方又は双方が未成年者である場合には，その未成年者の戸籍謄本を本籍地の市町村役場で取り寄せて，提出してください（ただし，未成年者が未払給料を求める場合のように，未成年者自身が裁判手続をすることができる場合は除きます。）。

**□　不動産登記事項証明書　　　　　　　　【必要部数】１部**

　　　被告（相手方）に土地や建物の明渡しを求める申立ての場合には，その物件の登記事項証明書を法務局で取り寄せて，提出してください。

　**□　固定資産評価証明書　　　　　　　　　【必要部数】１部**

　　　被告（相手方）に土地や建物の明渡しを求める申立ての場合には，その物件の評価証明書を物件の所在する市町村役場で取り寄せて，提出してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒260-0013千葉市中央区中央四丁目11番27号

 　　　　　　　　　　千葉簡易裁判所民事係（受付）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　℡043-333-5286（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

　　　　　　　　　　　 　　 　　　　　 裁判所HP　http://www.courts.go.jp/chiba/